

2011 年度（2008 年入学者が 4 年時） チュートリアル法医学コース 本試験

1. 原死因と直接死因について。
2. 異状死体について簡潔に述べよ。
3. 死亡診断書はどんな場合を書くものか、簡潔に述べよ。
4. 医療事故と医療過誤について、簡潔に述べよ。
5. 正しいものは○、間違っているものは×をつけよ。
 - () 食中毒で原因で死亡した場合、死因は「不慮の外因死」における「中毒死」となる。
 - () 交通事故の 1 2 日後に入院患者が死亡した場合、警察署に届出する必要はない。
 - () 硫化水素の毒作用機序は青酸化合物と同じく Fe^{3+} の阻害である。
 - () 医療事故を届け出しないと刑事処分の対象となる事がある。
 - () ホテル火災において CO 中毒で死亡した場合、死因は「不慮の外因死」における「中毒死」となる。

1. 原死因と直接死因について。

直接死因とは死亡した直接の原因。

原死因とはその直接死因から医学的因果関係でさかのぼっていった最初の原因。

2. 異状死体について簡潔に述べよ。

犯罪の有無にかかわらず、全ての外因死、死因が不明な死、発症や死亡前後の状況に異状がある死体。

3. 死亡診断書はどんな場合に書くものか、簡潔に述べよ。

①最終診断後 24 時間以内でかつ死因が明らかに診察中のものである場合。

②24 時間以降であっても、死後診察でその死因が明らかに生前診察していた傷病であると判定できる場合。

4. 医療事故と医療過誤について、簡潔に述べよ。

医療の過程でまったく予測していなかった事態が発生して、不良の結果がもたらされた場合を医療事故という。医療過誤とは医療側の過失で生じた医療事故。

5. 正しいものは○、間違っているものは×をつけよ。

() 食中毒で原因で死亡した場合、死因は「不慮の外因死」における「中毒死」となる。

⇒× 病死。

() 交通事故の 12 日後に入院患者が死亡した場合、警察署に届出する必要はない。

⇒× 異状死体に当たる。

() 硫化水素の毒作用機序は青酸化合物と同じく Fe^{3+} の阻害である。

⇒○

() 医療事故を届け出しないと刑事処分の対象となる事がある。

⇒○

() ホテル火災において CO 中毒で死亡した場合、死因は「不慮の外因死」における「中毒死」となる。

⇒× 煙・火災および火焰による傷害。